**平成２９年（フ）第３７号**
岩手県北上市下江釣子14地割113番地１
債務者　村上　正幸
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

**平成２９年（フ）第５６号**
福島市東浜町21番６号メゾンあぶくまＣ棟206号
債務者　深山　徹麿
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第６４号**
福島県伊達市保原町字宮下167番地４
債務者　鎌田せつ子
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第１１６号**
福井市高柳町第９号１番地12
債務者　カーテン工房クラフトこと　細田　修啓
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１１８号**
福井県鯖江市上鯖江２丁目８番２号
債務者　藤本　邦子
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１３２号**
福井市文京６丁目24番22号　文６ホームズ307
債務者　廣瀬　　誠
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第１３８号**
福井市水越１丁目304番地　ドリームハウスＳⅡ103
債務者　千葉　淑乃
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第３７号**
福井県敦賀市桜ケ丘町18番10号
債務者　宮迫　孝治
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２９年（フ）第３５号**
神戸市西区岩岡町岩岡619番地の58　タウンハウス岩岡５－３号
債務者　桑原　貴裕
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２９年（フ）第１０８号**
兵庫県明石市魚住町清水175番地　第３増田マンション204号、前住所兵庫県明石市魚住町清水607番地の２　グローバル魚住Ⅱ－714号
債務者　友滝　博也
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２９年（フ）第４０号**
福岡県古賀市千鳥３丁目１番１号　福岡県障害者リハビリテーションセンター内、住民票上の住所福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3256番地５
債務者　國俊　英之
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２９年（フ）第４１号**
福岡県宮若市宮田340番地４　ヴィラナリー宮田桐野　２棟106号
債務者　車角　佳子
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

**平成２９年（フ）第４２号**
兵庫県揖保郡太子町東南411番地６　エバーグリーン　Ａポート102号室
債務者　宗野　真也
１　決定年月日時　平成29年７月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
神戸地方裁判所龍野支部

**平成２９年（フ）第１１号**
和歌山県日高郡日高川町大字三百瀬811番地
債務者　小池美喜雄
１　決定年月日時　平成29年７月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

**平成２９年（フ）第２７８号**
神戸市北区南五葉２丁目４番８－402号
債務者　角　由加里
１　決定年月日時　平成29年７月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３９７号**
神戸市長田区前原町２丁目３番８号ベルドミールＡ201号
債務者　光山　静香
１　決定年月日時　平成29年７月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部